



印西市民間認可保育所等設置 及び運営事業者募集要項

(令和4年度整備事業)



令和4年1月

印西市健康子ども部保育課

1. 募集の趣旨

印西市は、令和3年4月1日時点での待機児童数が76人となっており、この待機児童対策は、市の重要課題の一つであります。そこで、令和5年4月1日の開設を目指して、本市からの整備費補助を受けて、新たな認可保育所を整備・運営する事業者（以下、「整備運営事業者」という。）を募集します。

2. 募集の概要

(1) 事業者の募集方法及び選考方法

事業者の募集は公募により実施します。

選考方法については、「印西市民間認可保育所等設置及び運営事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）」が、本募集要項に定める応募資格を満たす応募者からの応募書類、応募者によるプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングの内容に基づき審査・採点を行った上で候補者を選考し、印西市長が選考委員会の意見を踏まえ、整備運営事業者を決定します。

(2) 募集施設の概要

施設種別	認可保育所
開設時期	令和5年4月1日
募集地域	13. 位置図等 参照 ※印西市では、子ども・子育て支援事業計画において、市内を3つの保育提供区域に設定しております。今回の募集では、第2区域及びその隣接地域を募集地域とします。
整備方法	創設による新設 または 賃貸による新設
定員規模	90人以上 ※定員は90人以上とし、120人～150人程度が望ましい。 ※年齢別の定員は、以下のような定員構成モデルを参考に設定する。
受入年齢	0歳児から5歳児
募集施設数	2施設

※定員構成モデル

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
5人	10人	15人	20人	20人	20人	90人
8人	16人	21人	25人	25人	25人	120人

- ・1～3歳児に待機児童が多い状況から、定員構成モデルを参考に、持ち上がりを見越して、できる限り1～3歳児の受入枠を確保すること。

3. 応募資格

当該事業に応募できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する法人とします。

- (1) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育事業の運営を適正に行う能力を有すること。
- (2) 法人格を有する者。
※令和4年1月1日現在、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園又は認可外保育施設（企業主導型保育事業、事業所内保育施設に限る。）の施設運営を1年以上行っていること。
- (3) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づいて保育を行い、市の保育行政について、積極的に協力できること。
- (4) 応募に係る法人自らが保育所の整備運営事業者となること。
- (5) 新たに保育所を運営するために必要な経営基盤、知識、技術能力及び社会的信望を有していること。
- (6) 法人における直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (7) 資金計画及び事業計画が堅実であり、施設整備等に要する自己資金を負担できること。
- (8) 開園後の運営費の概ね1ヶ月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (9) 法人が現に運営している施設について、所轄庁の直近の指導監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により更正又は再生手続をしていない法人であること。
- (12) 法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (13) 整備運営事業者が運営する他の保育施設又は保育事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準ずる重大事故を起こしていないこと。
- (14) 申請者及び申請者の役員等が暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (15) 応募書類提出時において、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていない法人であること。
- (16) 国税及び地方税に滞納が無い法人であること。
- (17) 整備・運営にあたり、周辺住民への理解が得られていること。
- (18) その他関係法令等に違反していないこと。

4. 施設整備の条件

(1) 法令等の遵守について

保育所の整備にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準等を満たすこととする。

- ①児童福祉法及び関連法令
- ②子ども・子育て支援法及び関連法令
- ③児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号。以下、「千葉県条例」という。）
- ④保育所設置認可に関する審査基準（以下、「千葉県審査基準」という。）
- ⑤保育所設置認可等に関する要綱（以下、「千葉県要綱」という。）
- ⑥保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）
- ⑦印西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）
- ⑧その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

(2) 整備物件に求める要件（土地・建物）

関係法令等を遵守するほか、以下の要件をすべて満たす物件であること。

【共通事項】

- ①整備する土地は、印西市子ども・子育て支援事業計画における、第2区域及び隣接地域であること。
- ②既存の認可保育所、認定こども園から直線距離で原則250m以上離れていること。ただし、待機児童解消の観点等から必要性が高い場所と判断できる場合には、250m以下の離隔であっても応募を受け付ける場合があります。
- ③園児送迎用駐車場について、20台分以上を確保することが望ましい。また、出入口付近の安全確保に努めること。ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から100メートル（直線距離）以内の近隣の敷地での確保も可能とする。
- ④整備運営事業者として決定後、応募した整備内容と設計及び施工の内容との整合性について、本市の承認を得た上で、整備を進めること。
- ⑤敷地内に入所させる2歳以上の幼児1人あたり、3.3㎡以上の屋外遊戯場を設置すること。
- ⑥屋外遊戯場を同一敷地内に確保できない場合は、当該保育園の付近にある当該保育園の屋外遊戯場に代わるべき場所でも可能とする。
- ⑦補助事業により取得した建物等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

【土地を確保し、新規に施設整備を行う場合（創設）】

- ①令和5年4月1日までに、開園が可能な土地であること。
- ②施設を運営するうえで、安全な土地であること。

- ③施設整備及び運営にあたり、周辺住民の理解が得られた土地であること。
- ④土地の確保については、次のいずれかの方法により、確保が見込める土地であること。
 - ア 応募事業者が所有権を有している、または開所に支障ない時期までに自己所有となること。
 - イ 土地の貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)」の定めによること。
- ⑤平屋建て又は2階建てとすること。

【賃貸物件により施設整備を行う場合（賃貸）】

- ①施設整備及び運営にあたり、近隣の理解が得られていること。
- ②既存建物である場合は、確認済証及び検査済証が交付されていること。ただし、検査済証が交付されていない建物であっても、建築基準法適合状況調査により既存不適格建物と判定される場合は要件を満たすものとする。
- ③建築基準法上の用途を「保育所」とするか、既存建物である場合は確実に「保育所」に用途変更できること。
 - ※保育所の用に供する面積が分かる形での証明とすること。
- ④抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。
- ⑤「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）」に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。
- ⑥賃貸物件は、原則として地上権や賃借権を設定すること又は建物の賃貸借契約期間を10年以上(開設予定日を起点とする)とすること。
- ⑦本申請時点で賃貸借契約又はその予定契約を締結しているか、貸主との間で契約を締結することの合意を得ること。合意にあたっては、貸主・借主双方の記名捺印をした書面を必要とする。なお、合意書面には仲介人の記名捺印もあることが望ましい。
- ⑧「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)」の定めによること。

(3) 事業計画及び資金計画について

関係法令等を遵守するほか、以下のとおりとする。

- ①資金計画及び事業計画が堅実であり、土地の確保、保育園の建設に要する資金は、補助金を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。なお、施設整備を行うにあたり、国・県の補助制度を活用する予定です。

- ②整備予定地の造成工事、地盤調査、測量、水道分担金等、施設整備にあたって必要となる費用は、補助金を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。
- ③保育園の認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、整備運営事業者の負担とすること。
- ④整備資金に借入金を用いる場合には、返済が確実に見込まれる返済計画を策定すること。
- ⑤整備費用について、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）等を遵守すること。
- ⑥他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩し等を行う場合は、当該法人の所轄庁の証明・許可等を受けること。

（４）入札に関する事項について

当該施設の整備に関する建築工事、備品購入等については、市の入札制度に準じて行うものとし、入札にあたっては市職員の立会いを条件とします。

（５）連携施設について

市内の小規模保育事業所の連携先施設として、積極的に協力すること。

5. 施設運営の条件

（１）法令等の遵守

4の（１）と同様

（２）受入園児

0歳児から5歳児までの児童を受け入れること。

※2の（２）募集施設の概要の定員規模を参照のこと

（３）開園時間

開園日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く日とすること。

ただし、休日や年末年始に保育を実施する場合はこの限りではない。

開園時間は、原則として、7時から20時までの範囲内とし、次の時間帯で行うこと。

- ・保育標準時間認定 午前7時00分から午後6時00分まで
- ・保育短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで

（４）延長保育の実施

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717号第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施すること。

(5) 給食の提供

- ①児童に対し自園調理により、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。
- ②児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。
- ③「食育基本法」(平成17年法律第63号)や「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
- ④献立の展示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。
- ⑤食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

(6) 職員の配置

- ①職員配置については、千葉県条例及び国の通知、労働関係法規等を遵守すること。
※主な職員配置基準は次のとおり。

職 員	基 準
施設長	1人配置(保育士との兼務不可)
保育士	【主な要件】 <ul style="list-style-type: none">・0歳児クラスは、児童3人につき保育士1人以上配置・1歳児及び2歳児クラスは、児童6人につき保育士1人以上配置・3歳児クラスは、児童20人につき保育士1人以上配置・4歳児及び5歳児クラスは、児童30人につき保育士1人以上配置・保育士を1人加配すること。・定員に関わらず、非常勤保育士を加配すること。
調理員	【主な要件】 <ul style="list-style-type: none">・2人以上配置 ※定員151人以上の場合は3人以上(うち1人は非常勤で可) ※調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号局長通知)による。
嘱託医	【主な要件】 <ul style="list-style-type: none">・小児科医又は内科医 1人配置・歯科医 1人配置

- ②施設長の配置については、次の条件を満たすこと。

- ア 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者
 - ・保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員(就業規則上の正規職員の勤務時間を勤務する者)として2年以上の実務経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福

社施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。

- ・ 児童福祉事業に2年以上従事し、かつ、厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は（福）全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者。
- ・ 社会福祉主事の資格を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は（福）全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。

イ 常勤であり、実際にその保育所の運営管理業務に専従すること。

ウ 委託費からの給与支出があること。

6. 開園までのスケジュール（予定）

項目	時期等
募集開始・募集要項配布開始	令和4年1月14日（金）
事前相談・質問期間	令和4年1月14日（金）～令和4年1月28日（金） ※質問回答予定日：令和4年2月1日（火）
応募申込書受付期間	令和4年2月4日（金）～令和4年2月10日（木）
書類審査・現地調査	令和4年2月14日（月）～令和4年2月22日（火）
書類審査結果通知	令和4年2月下旬
プレゼンテーション	令和4年3月上旬～中旬
選考結果通知（内定通知）	令和4年3月中旬
整備運営事業者の決定通知	令和4年4月上旬
国補助金事前協議・内示	令和4年4月上旬・令和4年6月上旬内示
工事着手・竣工	令和4年6月～令和5年2月末 ※国の内示日以降に着手とします。
認可手続き	令和5年2月末まで
開園	令和5年4月1日（土）

※開園は令和5年4月1日とします。整備運営事業者の決定までのスケジュールは、市の都合で変更となる場合があります。

7. 応募方法

(1) 募集要項等の配布

募集要項の配布について、以下のとおりです。

配布期間：令和4年1月14日（金）～令和4年1月28日（金）

配布場所：①印西市役所本庁舎1階 保育課窓口

（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）

②印西市役所ホームページ（様式等をダウンロードできます。）

(2) 応募に関する事前相談

応募に際しては、必ず事前相談を行ってください。以下の連絡先まで、事前にご連絡、ご予約の上、保育課窓口までお越しください。

事前相談期間：令和4年1月14日（金）～令和4年1月28日（金）

（ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）

※事前相談では、応募に関する各種要件の確認をさせていただきます。また、応募を考えている事業者様のご質問や疑問点についてもお答えしますので、応募をお考えの事業者様は、必ず事前相談にお越しください。

(3) 応募に関する質問

応募に関して質問がある場合は、次のとおり質問票をご提出下さい。

提出期間：令和4年1月14日（金）～令和4年1月28日（金）午後5時まで

提出先：印西市健康子ども部保育課保育係（hoikuka@city.inzai.chiba.jp）

提出方法：質問票（規定様式）を電子メールにて提出

留意事項：電子メール送信後に、送信した旨の電話連絡を印西市健康子ども部保育課保育係（TEL0476-33-4651）までお願いします。

質問に対する回答予定日：令和4年2月1日（火）

質問に対しては、Eメールにより回答します。また、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合には、市ホームページへ掲載します。

(4) 応募申込書の提出方法等

応募書類（詳細は後述）は、次のとおりご提出ください。

提出期間：令和4年2月4日（金）～令和4年2月10日（木）

（ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）

提出方法：印西市健康子ども部保育課保育係まで持参又は郵送

（郵送の場合は必着のこと）

(5) 提出する応募書類

本公募に申込みを希望する法人は、以下の応募書類を提出してください。

なお、規定様式については、市ホームページからダウンロードできます。

【応募書類】

- ①応募書類目録（様式1）
- ②印西市民間認可保育所等設置及び運営事業者応募申込書（様式2）
- ③誓約書（様式3）
- ④役員名簿（様式4）
- ⑤運営法人に係る概要調書（様式5）
- ⑥施設整備計画書（様式6）
- ⑦施設整備に係る資金計画書（様式7）
- ⑧地元説明等に係る調書（様式8）
- ⑨代替園庭設定に関する計画書（様式9）
- ⑩施設整備運営提案書（様式10）
- ⑪法人の定款又は寄附行為の写し
- ⑫法人の登記事項証明書（申請日より1か月以内に発行されたもの）
- ⑬印鑑証明書（申請日より1か月以内に発行されたもの）
- ⑭財務諸表（貸借対照表及び事業活動収支計算書、財産目録等、直近の概ね3年分の法人全体及び保育事業分の収支がわかる書類）
- ⑮国税及び地方税の納税証明書（申請日より1か月以内に発行された直近2年分）
- ⑯預金残高証明書（申請日より30日以内に発行されたもの）
- ⑰直近の監督官庁の実地検査等結果及び改善報告書の写し
- ⑱事業開始後1年間の収支予算書
- ⑲法人及び運営施設の概要がわかる資料（パンフレット等）
- ⑳その他市の指定する書類（追加提出を求めた場合）

（6）応募書類の体裁等

提出する応募書類は、次のとおり体裁を整えてください。

- ①応募書類を「応募書類目録」の順番に整理し、ページ番号を付すこと。
- ②項目毎にインデックス付きの仕切りを入れ、インデックスに「応募書類目録」の番号を記載すること。
- ③全体をファイル又はバインダー等に綴り、表紙に「印西市民間認可保育所等設置及び運営事業者応募申込書」と記載し、事業者名（法人名）も記載すること。
- ④所定様式が定められているもの以外はA4縦サイズで提出すること。図面等A4サイズに収まらないものは、A4サイズに折りたたんで提出すること。
- ⑤応募書類は計12部作成し、1部を正本、11部を副本（写し）として提出すること。副本については写し（複写機によるコピー）により作成し、全て上記の体裁にて提出すること。

8. 整備運営事業者候補の選考について

(1) 整備運営事業者候補の審査及び選考方法

整備運営事業者候補の審査及び選考は、選考委員会において、応募書類、応募者によるプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリング内容に基づいて審査・採点を行って選考します。

(2) 応募書類の審査

提出された、応募書類の書類審査を行います。書類審査の結果、応募資格を満たしていない場合については、失格となる。

(3) プレゼンテーションの実施

書類審査後、プレゼンテーションを行っていただきます。その際、ヒアリングも実施します。

①日時…令和4年3月上旬～中旬

・日時は追って通知します。なお、順序は応募書類提出順とします。

②場所…印西市役所（千葉県印西市大森 2364-2）

③所要時間

- ・応募書類に基づくプレゼンテーション 20分以内
- ・応募書類等に対するヒアリング 20分程度

④参加者等

プレゼンテーションへの参加人数は、説明者及び補助者あわせて3人までとし、法人の代表者、幹部、施設整備に関し統括的な立場にある者等のいずれか、又は施設長予定者を含むこと。

※応募者から委託された業者による提案は認めない。

⑤プレゼンテーション方法

パソコン等の電子機器を利用する場合は、応募者が必要な機器を持参すること。

（プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。）

なお、プレゼンテーションは、提出した応募書類の内容を説明することとし、当日の追加資料の提示は一切認めない。

(4) 審査の採点基準

採点は、別添「印西市民間認可保育所等設置及び運営事業者選考に係る審査基準及び審査の視点」により行うものとし、応募者が単数の場合は大項目ごとの合計点数が、それぞれ配点の6割以上、かつ、全体の合計点数が配点の6割以上の者を、整備運営事業者候補として選考します。応募者が複数の場合は、大項目ごとの合計点数が、それぞれ配点の6割以上、かつ、全体の合計点数が配点の6割以上の者のうち、最高得点者から上位2者を整備運営事業者候補として選考します。

なお、点数が同点となった場合には、選考委員会での協議により選考します。

9. 整備運営事業者の決定

整備運営事業者の決定は、選考委員会の選考結果を踏まえ、市長が行います。

10. 結果の公表等

選考結果については、全応募者に対して、令和4年3月中旬に文書で通知します。
また、整備運営事業者の決定については、令和4年4月上旬に文書で通知し、市のホームページ等で公表する。

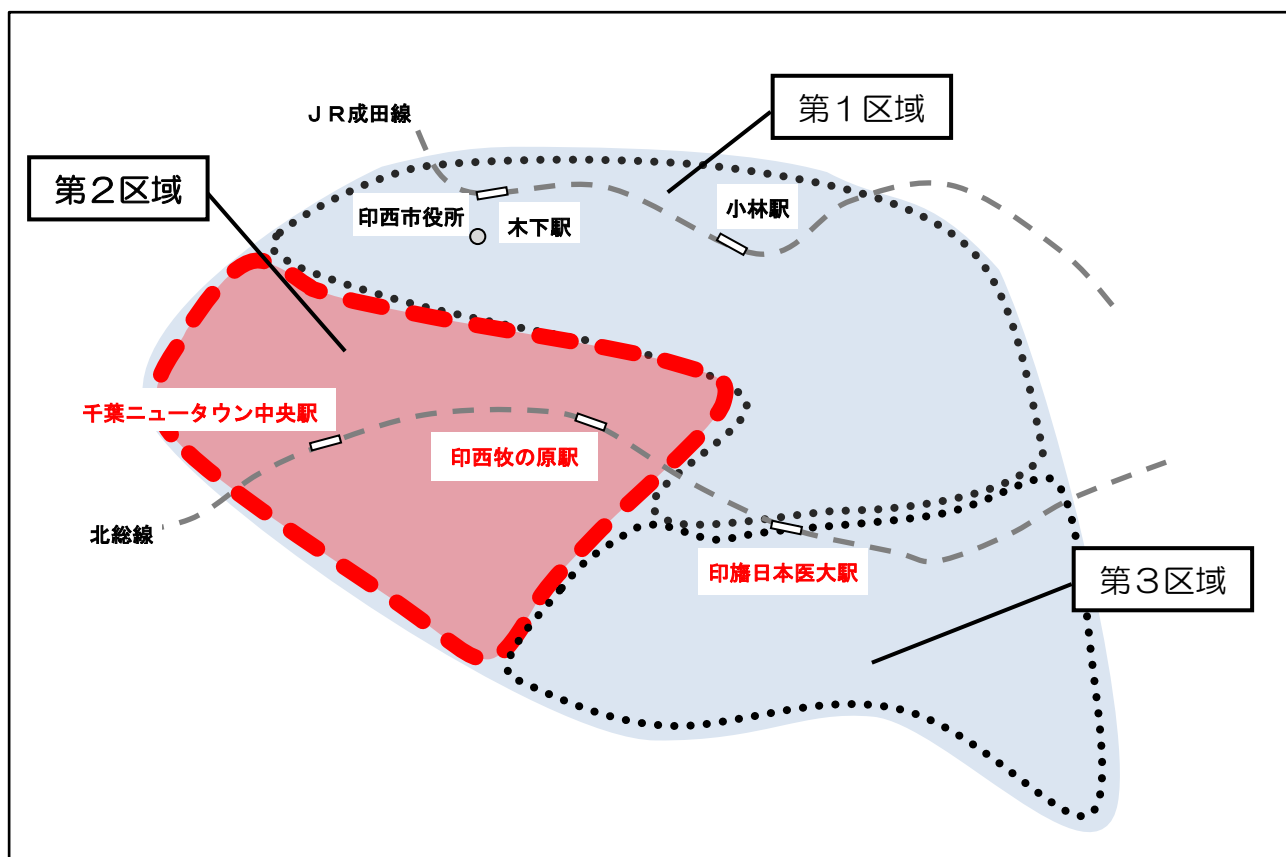
11. 留意事項

- (1) 提出いただいた応募書類は返却しません。また、応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。
- (3) 提出された書類は当該事業者選考以外の目的には使用しません。
ただし、印西市情報公開条例第7条の規定により、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、情報開示の対象となります。
- (4) 今後の制度改正や印西市の事業の進捗状況により募集条件等の変更があった場合は、その都度情報提供を行っていきます。
- (5) 本募集要項に基づく施設整備等の補助金は、令和4年度一般会計予算の成立が前提です。補助金に関する予算が確保できない際は、本公募を中止とする場合があります。
- (6) 申請者が次の要件に該当する場合は、選考対象から除外します。
 - ①事業者の選考に関して、自己に有利な取扱いを求めるための働きかけを行うなど、特定の目的をもって事業者が選考委員に個別に接触した場合
 - ②応募資格等を満たしていないと判断した場合
 - ③応募書類に虚偽又は不正があった場合
 - ④提出受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - ⑤その他不正な行為があった場合
- (7) 整備運営事業者の決定後であっても、市長が提出された提案内容や関係法令等に基づいた保育所の設置、運営ができないと判断した場合には、決定を取り消すことがあります。

12. 担当部署

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2
印西市健康子ども部保育課保育係
TEL 0476-33-4651
FAX 0476-33-4585
E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp

13. 位置図等



印西市子ども・子育て支援事業計画において、市内を3つの保育提供区域に設定しております。本募集は、第2区域及び隣接地域の事業者を募集します。対象地域となる地番等の詳細につきましては、事前にお問合せください。

第1区域	木下駅・小林駅を中心とした区域 (印西中学校区、小林中学校区、本埜中学校区)
第2区域	千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域 (船穂中学校区、木川中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、滝野中学校区)
第3区域	印旛日本医大駅を中心とした区域 (印旛中学校区)

14. 施設整備に係る補助金

施設整備にあたっては、次の補助制度を利用することを前提とします。

国の令和4年度以降の補助要綱等が、現在点では示されていないことから、令和4年度事業である本施設整備事業の補助金については、補助内容や金額が変更となる場合があります。

また、令和4年度の印西市一般会計予算の成立が前提となります。予算が成立しない際は、補助金を交付することができない場合があります。

なお、予算が確保できた場合でも、その予算の範囲内で補助を行う場合があります。国の制度変更や市の施策の変更等に伴い、変更や廃止等の見直しを行う場合がありますのでご了承ください。

『建物躯体部分から施設を整備する場合（新築（創設））』

保育所等整備交付金

※事業着手は、交付金の内示後となります。

『賃貸物件により施設を整備する場合』

保育対策総合支援事業費補助金